

## 国が府省令で定める基準

～ 市町村が基準を定める上で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」～

<大分類>

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類		中分類	小分類	国基準案		従・参区分	府省令
① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準							
		① 利用定員に関する基準					
			① 利用定員	① 子ども・子育て支援法(平成24年法律第26号)以下「法」という。)第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。	従	特定第4条第1項	
			② 運営に関する基準	② 利用定員は、法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども区分)にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもにも区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。	従	特定第4条第2項	
			① 内容及び手続きの説明及び同意	① 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	特定第5条第1項	
			② 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止(1号認定子どもの選考基準)	① 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な利用がなければ、これを拒んではならない。 ② 特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序、当該特定・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従	特定第6条第1項	
			(2号3号認定子どもの選考基準)	③ 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	特定第6条第3項	

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		(他施設等の紹介)	④ 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参	特定第6条第5項
		③ あっせん、調整及び要請に対する協力	① 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律第164条)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	特定第7条
		④ 受給資格等の確認	① 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。	参※	特定第8条
		⑤ 支給認定の申請に係る援助	① 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。	参※	特定第9条第1項
		⑥ 心身の状況等の把握	① 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	特定第10条
		⑦ 小学校等との連携	① 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	参※	特定第11条
		⑧ 教育・保育の提供の記録	① 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参※	特定第12条
		⑨ 利用者負担額等の受領	① 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従	特定第13条第1項
		(経費と基準額の差額の利用者負担)	② 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	従	特定第13条第3項

\*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		(利用者負担の内訳)	③特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ア) 日用品、文房具等の購入に要する費用 イ) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ) 食事の提供に要する費用 エ) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ) 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	従	特定第13条第4項
		(便宜費用の保護者負担)	④特定教育・保育施設は、上記の支払いを受けられる額のほか、直接支給認定子どもをの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。	従	特定第13条第4項第5号
		(利用者負担の使途・負担額・理由の通知と同意)	⑤特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従	特定第13条第6項
	⑩特定教育・保育の取扱方針		①次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ア) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない) ウ) 幼稚園 幼稚園教育要領 エ) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	従	特定第15条
	⑪特定教育・保育に関する評価等		①提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	特定第10条
	⑫相談及び援助		①常に支給認定子ども心身の状況、その置かれてい環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参※	特定第17条

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		⑬緊急時等の対応	①職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参※	特定第18条
		⑭運営規程	①特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ア)施設の目的及び運営の方針 イ)提供する特定教育・保育の内容 ウ)職員の職種、員数及び職務の内容 エ)特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 オ)支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求めるときの理由及びその額 カ)認定区分ごとの利用定員 キ)特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ク)緊急時等における対応方法 ケ)非常災害対策 コ)虐待の防止のための措置に関する事項 カ)その他重要事項	参	特定第20条
		⑮勤務体制の確保等	①特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参	特定第21条
		⑯定員の遵守	①利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	参	特定第22条
		⑰掲示	①特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参※	特定第23条
		⑱支給認定子どもを平等に取り扱う原則	①子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従※	特定第24条

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		㉑虐待等の禁止	①職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従※	特定第25条
		㉒懲戒に係る権限の濫用禁止	①特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	従※	特定第26条
		㉓秘密保持等	①職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従※	特定第27条第1項、同条第2項
		㉔情報の提供等	①提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参※	特定第28条第1項
		㉕利益供与等の禁止	①当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参※	特定第29条第2項
		㉖苦情解決	①提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ②提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	参※	特定第30条第1項、同条第2項
		㉗事故発生の防止及び発生時の対応	①事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ア) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ) 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ウ) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ②子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	従※	特定第32条第1項
			③事故の状況及び事故に際して取った措置について記録しなければならない。	従※	特定第32条第2項 特定第32条第3項

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
			④賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。	従※	特定第32条第4項
		⑥会計の区分	①特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参※	特定第33条
		⑦記録の整備	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参	特定第34条
		③特例施設型給付費に関する基準			
		①特別利用保育の基準	①特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。 ②特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	特定第35条第1項
		②特別利用教育の基準	①特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。 ②特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	特定第36条第1項
		④特定地域型保育事業			
		①利用定員の基準	①利用定員については以下のとおりとする。 ア) 家庭的保育事業 1人以上5人以下 イ) 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ウ) 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 エ) 居宅訪問型保育事業 1人 ②上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもにも区分して利用定員を定めるものとする。	従	特定第37条第1項
				従	特定第37条第2項

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に適用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類		中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
			②内容及び手続の説明及び同意	①利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	特定第38条
			③正当な理由のない提供拒否の禁止等 (選考基準)	①特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ②特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	特定第39条第1項
			(他施設等の紹介)	③特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参	特定第39条第4項
			④あっせん、調整及び要請に対する協力	①特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	特定第40条
			⑤心身の状況等の把握	①特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	特定第41条
			⑥特定教育・保育施設等との連携	①特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力をを行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。) ②居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であつて、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。 ③特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	従	特定第42条第1項
			⑦利用者負担額等の受領	①特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	参	特定第42条第3項
					従	特定第43条第1項



- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		(経費と基準額の差額の利用者負担)	② 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。	従	特定第43条第3項
		(利用者負担の内訳)	③ 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 ア) 日用品、文房具等の購入に要する費用 イ) 特定地域型保育等に係る行事事業への参加に要する費用 ウ) 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 エ) 特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	従	特定第43条第4項
		(利用者負担の使途・負担額・理由の通知と同意)	④ 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもへの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該認定保護者から受け取ることができる。	従	特定第43条第4項
		⑧ 特定地域型保育の取扱方針	⑤ 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求めるときには、あらかじめ金銭の支払いを求めるときについて、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従	特定第43条第6項
		⑨ 特定地域型保育に関する評価等	① 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従	特定第44条
			① 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	特定第45条

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		⑩運営規程	①特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ア) 事業の目的及び運営の方針 イ) 提供する特定地域型保育の内容 ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容 エ) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 オ) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求め理由及びひその額 カ) 利用定員 キ) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ク) 緊急時等における対応方法 ケ) 非常災害対策 コ) 虐待の防止のための措置に関する事項 サ) その他重要事項	参	特定第46条
		⑪勤務体制の確保等	①特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参	特定第47条
		⑫定員の遵守	①特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参	特定第48条
		⑬記録の整備	①特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参	特定第49条
		⑭特定施設型保育給付費の基準 (特別利用地域型保育の基準)	①特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。	従	特定第51条第1項
		(特別利用地域型保育の基準)	②特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもとの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従	特定第51条第2項
		(特定利用地域型保育の基準)	③特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	特定第52条第1項

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類		中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
				④特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもとの総数(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子ども数の数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従	特定 第52条第2項
		⑤附則				
		①利用者負担の 市町村同意		①特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従	特定附則 第2条第1項
		②保育の委託の 拒否の禁止		①特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従	特定附則 第2条第1項
		③小規模保育事 業C型の経過 措置		①小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従	特定附則 第4条
		④連携施設確保 の経過措置		①特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従	特定附則 第5条

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- 【凡例】\*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令	
②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	①家庭的保育事業等 共通事項	①保育所等の連携	①家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従	家庭第6条	
			②食事	①家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従	家庭第15条
			③食事の提供の特例	①特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	従	家庭第16条第1項
			④利用乳幼児及び職員健康診断	①利用乳幼児に対し、利用開始時の健康判断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参	家庭第17条第1項
			①設備の基準	①家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場合であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 ア) 保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積))をもうけること。 イ) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ウ) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可。)があること。 エ) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。	調理室に係る部分のみ従	家庭第22条
②家庭的保育事業						

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		②職員	①家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。 ②家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	調理員に係る部分のみ従	家庭第23条第1項
		③保育時間	①家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	従	家庭第23条第3項
		④保育の内容	①家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	従	家庭第24条 家庭第25条
	③小規模保育事業				
		①A型設備の基準	①乳児又は満2歳に満たない乳児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又ははほふく室(1人につき3.3㎡以上であること。)、調理設備及び便所を設けること。 ②乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	調理設備に係る部分のみ従	家庭第28条
		②C型設備の基準	③満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること。)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること。代替含む。)、調理設備及び便所を設けること。 ④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること。)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること。代替含む。)、調理設備及び便所を設けること。	参 調理設備に係る部分のみ従	家庭第28条第1項第7号、第32条 家庭第28条第1項第4号、第32条 家庭第33条第1項第4号

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
	③A型職員		<p>①小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>②小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人            ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人            ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人            ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	調理員に係る部分のみ従	家庭第29条第1項
	④B型職員		<p>①小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>②小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。</p> <p>ア)乳児 おおむね3人につき1人            イ)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人            ウ)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人            エ)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	調理員に係る部分のみ従	家庭第31条第1項
	⑤C型職員		<p>①小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>②小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。</p>	調理員に係る部分のみ従	家庭第34条第1項

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		⑥C型利用定員	①小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。	従	家庭 第35条
		④居宅訪問型保育事業	①居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ア)障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 イ)子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために 行う保育 ウ)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育 エ)母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要 の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳 幼児に対する保育 オ)離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であ ると市町村が認めるものにおいて行う保育	従	家庭 第37条
		②職員	②居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従	家庭 第39条
		③居宅訪問型 保育運携施設	③居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援 その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、運携する障害児入所支援施設を適切に確保し なければならぬ。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育運携施設が著しく 困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従	家庭 第40条



- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
			<p>①事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <p>(利用定員数) (その他の乳児又は幼児の数)</p> <p>1人 1～5人 2人 6～7人 3人 8～10人 4人 11～15人 5人 16～20人 6人 21～25人 7人 26～30人 10人 31～40人 12人 41～50人 15人 51～60人 20人 61～70人 20人 71人以上</p>	参	家庭第42条
	①利用定員の設定				
	②設備の基準		<p>①乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。</p> <p>②乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること。)又はほくふ室(1人につき3.3㎡以上であること。)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。))及び便所を設ける。</p> <p>③満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所保育事業には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること。)、屋外遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること。代替地を含む。)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。))及び便所を設けること。</p>	参	家庭第43条第1項第8号
				調理室に係る部分のみ従	家庭第43条第1項第1号～第4号
	③保育所型事業所内保育事業所の職員		<p>①保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。</p>	調理室に係る部分のみ従	家庭第43条第1項第5号～第7号
				調理員に係る部分のみ従	家庭第44条第1項



- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 従・参区分欄中の「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
		④連携施設に関する特例	①保育所型事業所内保育事業を行う者であつては、連携施設を確保しないことができる。	従	家庭 第45条
		⑤小規模型事業所内保育事業所の職員	①小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ②小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ア)乳児 おおむね3人につき1人 イ)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ウ)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 エ)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	調理員に係る部分のみ従  従	家庭 第47条第1項  家庭 第47条第2項
		⑥経過措置			
	①食事の提供の経過措置		①現在、自園で調理を行っていない場合については、その省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	従	家庭附則 第2条
	②連携施設に関する経過措置		①連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市町村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従	家庭附則 第3条
	③C型利用定員の経過措置		①小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。	従	家庭附則 第5条

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。  
 \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。  
 \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。  
 \*4 府省令欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。  
 \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。  
 \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案	従・参区分	府省令
③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	①職員				
		①研修	①「児童の遊びを指導する者」であって、都道府県が実施する研修を実施した者とする。 (経過措置あり)	従	放課後 第10条第3項
		②員数	①「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。 ②20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。	参	放課後 第10条第2項, 同条第5項
		③定員	①「児童の集団の規模」は、おおむね40人までとする。 ②「児童数」の考え方については、毎日利用する人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(=実利用人数)とする。	参	放課後 第10条第4項
	②設備の基準				
	①専用スペース	①専用室・専用スペースを設けること。ただし、クラブを利用しない児童との共用も可能とする。 ②児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を確保すること。	参	放課後 第9条	
	②静養スペース	①静養スペースを設けること。 ②静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする。	参	放課後 第9条	
	③開所の時間及び日数	①年間250日以上を原則とする。 ②平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。	参	放課後 第18条	
	④非常災害対策	①軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	参	放課後 第6条	

- \*1 「従・参区分」とは、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の別を示す。
- \*2 「従」は従うべき基準を、「参」は参酌すべき基準を示す。
- \*3 従・参区分欄中の※は、特定地域型保育事業に準用する。
- \*4 府省各欄中、「特定」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をいう。
- \*5 同「家庭」とは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をいう。
- \*6 同「放課後」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をいう。

【凡例】

大分類	中分類	小分類	国基準案		
			従・参区分	府省令	
⑤虐待等の禁止	⑥秘密保持等	⑦保護者及び関係機関との連携	参	①入所中の児童に対し、児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	放課後第12条
				①正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	放課後第16条
				①保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。 ②日営から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るよう努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等との連携を図ること。(いずれも放課後児童クラブガイドラインより)	放課後第19条、第20条
				①あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。(放課後児童クラブガイドラインより)	放課後第21条

